



Pachinko Chain Store Association

第42回PCSA公開経営勉強会 発言録

<スケジュール>

開会挨拶 午後3時

第一部 午後3時～午後4時

『チェーンストアにおける株式上場の是と非』

講師： 結城 義晴 様 株式会社商人舎 代表取締役社長

第二部 午後4時～午後4時40分

『三店（3点）方式の適法性とそのための条件について』

講師： 弁護士 三堀 清 様 三堀法律事務所 所長

第三部 午後5時～午後6時

『株式公開は企業進化の重要ステップ』

講師： 諸江 幸祐 様 株式会社YUMEキャピタル 代表

（ゴールドマンサックス証券 元マネージングディレクター 元東京支店投資調査部長）

閉会挨拶 午後6時

開催日：平成24年11月16日（金）

時間：15時～18時

会場：THE GRANDHALL 品川



Pachinko Chain Store Association

第二部

『三店（3点）方式の適法性と そのための条件について』

講師：弁護士 三堀 清 様

三堀法律事務所 所長
PCSA法律分野アドバイザー

<プロフィール>

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒、同大学院法学研究科（修士課程）修了

昭和60年 司法試験合格

昭和63年 弁護士

平成9年 三堀法律事務所設立

風営適正化法、独占禁止法、会社法等を中心に企業関係の民事事件を手がけている

三堀法律事務所

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7-1
有楽町電気ビル南館5階559区

TEL (03) 5220-0021

FAX (03) 5220-0022

E-mail postmaster@mihori.jp

皆様こんにちは。弁護士の三堀と申します。本日は私に与えられた演目は『三店（3点）方式の適法性とそのための条件について』ということです。先般のダイナムさんの香港上場において、詳しく香港証券取引所に審査された点でもあり、私自身は上場手続きについては専門外ですので、弁護士としては興味の対象外と言ってしまってもいいんですが、ポイントとなったところですので、そのような視点も踏まえて、三店方式とはどういうものなのか、適法と言われるにはどのような要件が必要なのか、更というと、将来的に三店方式による換金はどうなるのか。そういう段取りの話をしていきたいと思います。

その前に、まず最初に、三店方式の適法性とそのための条件というか要件についてお話するんですが、前提として、パチンコ営業における景品、法律上は賞品、ごほうびですね。景品の提供ルールの規定を前提としてお話した上で、警察がどういう風に三店方式による換金を見ているのか、歴史的な背景を検証した後、では、三店方式がどのような場合に適法とされるのか検証をした上で、ダイナムさんは何ゆえ、三店方式が適法とされ、その時の判断が香港における上場申請が認められるように至ったのかを検討して、最終的に多分に私見が入ってきますが、今後三店方式、そして三店方式の換金はどうなるかをお話したいと思います。

まず最初に、おさらいになりますが、パチンコ営業における景品提供、賞品提供にはどのようなルールがあるか。皆さんよくご存知の、現金、有価証券の提供の禁止、自家買いの禁止とかあるわけですが、それは風適法、風営適正化法の中でどのような位置付けになっているか、理論的な部分からお話していきたいと思います。

パチンコにおける景品の提供にはルールがあるわけですが、そもそもパチンコはなぜ風適法で規制されるのか、という大きな問題があります。なぜパチンコ屋さんは風適法という、どちらかというと柔らかい系、多くがセックス産業が多いわけですが、なぜ風適法の中で規制されるのかというのを検証する必要があります。

パチンコは風適法でどう定義されるかという、まあじゃん屋さんと同様に設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業、風適法の2条1項7号に規定されていることから、パチンコ営業は7号営業と呼ばれている。そこに「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」と定義をされています。

すなわち、設備と射幸心の2つがキーワードですね。設備というのは遊技台、遊技機。パチンコ台やスロット台においてプレーをさせる。射幸心をそそる恐れのあるプレーをさせる。これが風適法上のパチンコ屋さんの定義である。すなわち射幸心がある遊技をさせるゆえに風適法の規制の対象になっている。裏を返せばパチンコ屋さんの風適法の規制は全てがこの射幸性に関連するものである。逆にいうと、風適法のパチンコ屋さんの規制というのは、全てがこの射幸性の抑制に収められると見ることが出来る。射幸性の抑制をすることが風適法におけるパチンコ屋さんの規制の眼目であると、そこに収められる。

2番目、では風適法ではどのような方法で、規制の眼目である射幸性を抑制しているのか、という点に入ります。先ほど、風適法2条1項7号の文言「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」と申しあげました。設備と射幸心、キーワードです。設備は遊技機ですね。では風適法はどのような方法で射幸性を抑制するのかというと、まずは遊技機、これの性能を規制するという手段をとっています。ちなみに風適法の中では「著しく射幸心をそそるおそれ」という言葉は2箇所に出てきます。風適法4条4項と20条1項です。いずれも遊技機の性能に関して著しく射幸心をそそるおそれのある、そういう性能をもった遊技機で風俗営業の許可をしてはならない、あるいは営業をしてはならない、という規制をしている。

このように、まずはパチンコ屋さんに対する規制としては、遊技機に関する規制をするという方法で射幸性を抑制するというのが、風適法の第一の規制方法。

次に「遊技料金・景品の提供方法等に関する規制」と言うものがあります。これはどういうことかというと、風適法の23条、あるいは19条にもあります。23条では、現金及び有価証券の提供禁止あるいは、それを潜脱する手段としての自家（直）買いの禁止、こういうものが規定されています。すなわち、金を賭けられないようにするという事、他には更にいうと一物一価なんかで問題になっております、等価性の基準という事で、玉の貸玉料と同じ小売価格の賞品を提供しないとイケないという事がある

ります。ここでは割愛しますが、まずは遊技料金、あるいは景品の提供法による規制によって射幸性を抑制している。お金がかかると、特に射幸性かかり、賭博行為と境目がなくなってしまう。

それで、現金やそれと同視される有価証券の提供禁止、あるいはそれを潜脱する方法としての自家買いが禁止されている、という構図になっている。

ちなみに射幸性を抑制するために現金の提供が禁止されているわけですが、これは賭博罪とならないことを担保しています。刑法185条で賭博罪を規制しております。賭博罪というのは偶然の勝敗に関して金銭その他の財物、値打ちのあるものを賭ける、そういうことを賭博罪として、原則罰金刑なんです。偶然の勝敗に関して物を賭けても、「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」、例えばカツ丼賭けました、チョコレート賭けました、と言うような場合には賭博罪は成立しない。だけれども、古い判例でお金をかけたときには、それがどんなに小額であったとしても、これは一時の娯楽に供するわけでは無いので賭博罪になる、という古い判例がありまして、それでお金を賭けたらいけないよ、ということ風適法の23条で禁止されている。これは賭博罪にならない事を担保している部分です。

これで、現金および有価証券の提供の禁止、自家買いの禁止という形で射幸性を抑制している。これが第一に換金がダメよ、というか、お金がかかるゲームにしてはダメよ、という一番基本的なルール。

次にいかに現金や有価証券を景品として提供してはいけませんよ、自家買いはいけませんよ、と言ったとしても、風適法の中では買い取らせる事は禁止されていない。誰かに頼んでお金を渡すことをして。昔、たばこが貴重品だった頃、ホールの中でたばこを買う人がいた。あるいはホールの外でも買う人がいた。それはパチンコ屋さんに頼まれて。それじゃ、自家買いを禁止しても、買い取らせを許していたら意味が無い、ということで、風適法では禁止されてはいませんが、各都道府県の条例で買い取らせの禁止が規定されている。

現金、有価証券の提供の禁止、そして潜脱行為を防止する為の自家買いの禁止というのは風適法にある。風適法は買い取らせを禁止していないが、各都道府県の条例で買い取らせの禁止が規定されている、という基本的な構造があります。

買い取らせというのはどういうことか。自分に関係のある人に自分のところで出した景品を買い取ってもらう。買い取らせがダメだから、関係の無い第三者に買い取ってもらうんだったら、買い取らせの禁止にも当たらないんじゃないかと、その人の自分の利益で、自分の計算で景品を買い取って、集荷業者が一定の利益を得ているという事であれば、これはホールから買い取って頂戴とお金を出しているわけではないから問題ないよね、これが三店方式。

すなわち、極端な話を申し上げますと、風適法で自家買いは禁止されているだけ。だから本当なら買い取らせをやらせても違法じゃないんですね。だけど条例で買い取らせが禁止されている。だから買い取らせにもならない、第三者が自分の利害で、自分の計算に基づいて買い取る、それならいいでしょう。そこで三店方式が出てきたという事になります。だから条例がなければ、例えば問屋さんが買取をやっても違法にはならない、という事になります。以上が風適法の景品交換に関するルール。なぜ自家買い、買い取らせが禁止されているのか、という事の説明です。買い取らせが禁止されているので、じゃあ第三者に買い取ってもらえばいいじゃん、という三店方式が出てきたという事になります。

第二と致しまして、三店方式はかなり早い段階から、大阪の方で組織的に三店方式が整理されたと伺っておりますが、そのような歴史については割愛しますが、三店方式による買取というのは、かなり古くから経済活動として行われていたということでございます。

(警察は)かつてはこのような三店方式、買取というものについては、知らない、存在しないという態度を取っていました。自分達が知らないことは存在しない、というのは無責任な態度だとは思いますが、そのような態度を長く取っていた。自分達がそこには触れない、言及しないという方向を長く取ってきました。ところが、三店方式という現実があるにもかかわらず、知らないと言うのは無責任ですし、存在しないという嘘をついていることになる。

(警察が)この三店方式についてどのような態度を取るかというのは苦慮なさったとは思いますが、意外と早い昭和59年、参議院の地方行政委員会 風俗営業等に関する小委員会というところで、当時

の古山剛警察庁刑事局保安部保安防犯課課長、今でいう保安課長が答弁している。昭和59年というのはどういう年かと言うと、それまでの風俗営業等取締法、俗に言う風営取締法が大改正され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、現在の風適法になった。ほぼ現在の形になるという大改正があったのが昭和59年。

その時の参議院の地方行政委員会 風俗営業等に関する小委員会で、時の警察庁刑事局保安部保安防犯課課長が次のように答弁している。「…かなりの県で買い取らせてはならないという規定を設けるのではないかというふうに思っているところでございますけれども」これは先ほど言いました、条例の買い取らせの禁止の事を言っております。条例というのは都道府県単位で警察庁が関与するものではない。そして「ただ私どものこういう風営法といいますのは、これは営業者に対する規制でございまして、それと全く関係のない人にまで規制を及ぼすというわけには実はできないわけでございます」。

ちょっと、まわりくどい言い方ですが、風適法はパチンコ屋さんにだけ規制が及ぶもので、それと関係ない第三者が買取をやっている事は法律の適用の枠外であると、はじめてこの様な事実を認めた。これが昭和59年の参議院における当時の保安防犯課課長の答弁であります。要するに三店方式が、第三者による換金は法の規制の枠外であると確認している。これはどういう意味かと言うと、脱法行為という意味ではなく、今の自由主義社会、いわゆる資本主義社会では完全に自由で適法な行為なんですね。法規制の枠外であると確認したという事は、これは適法であると認めたと言える。

規制が及ばない、というのは良くわからない。規制が及ばないなら何か悪いことをしているみたいに聞こえますが、これは適法であると。これが昭和59年の段階での警察の認識です。昭和59年は1984年ですね。

次に平成14年、これは2002年。日遊協、これはホール業界だけではなく、メーカー、景品問屋、販社など、パチンコ業界にかかわる横断的な組織で、当時、警察当局が一番重視していた業界団体。そこでの総会。当時の勝浦敏行警察庁生活安全局生活安全課課長が講話している。全体は長いので割愛しますが、まず株式の上場について言及している。そこで、まず株式の上場については警察庁は管轄していないのでなんだかんだという立場に無い、と前置きをしながら、一般論として、上場するという事は、業界として健全化に資する、企業として透明化が進む、情報公開が進む、あるいは順法精神に則った順法経営が成されるという事で健全化が進むという認識を示している。それが第1点。

第2点が、そこまで言うのかと、あとで議事録を見て思ったんですが、上場に対して「警察の対応が株式公開の足かせとなっているとの御懸念があるようです。」と、具体的には三店方式について、警察がグレーであるとか、違法性の疑いが高いという風に言っている。だから上場できないと思っている人がいるかもしれませんねという問いかけです。このような問題提起に対して、勝浦課長は法律で禁止されているのは、自家買い、あるいは条例で買い取らせで、これに反していれば摘発します。そのような違反をしていけば摘発しますが、そうじゃないものは摘発の対象では無いとっています。

そしてこのように一部のホールが自家買いや買い取らせが行われていけば摘発するけど、どのようなことは当該ホールの問題にすぎず、その様な問題があったからといって業界全体がグレーではない、という発言をしている。それが平成14年、今から10年前の事であります。

この発言には注目しておりまして、その後、同じような警察庁幹部の講話があったかどうか、完全には調べてはないですが、これを取り消してもいない。すなわち三店方式をちゃんとやっていたら摘発しませんよ。違法ではありませんよ。合法です。問題ありません。上場大いにやりなさい、と背中を押してくれるような講話にすら感じ取れる内容。これが平成14年、2002年、日遊協総会での講話になります。平成14年の段階では三店方式をちゃんとやっていたら違法ではありません、摘発しません、グレーとは言えません、と言ってくれたわけです。平成14年の段階ではここまで。

次に平成18年、2006年。警察庁で出している「警察学論集」という、雑誌があります。お名前を覚えている方もいらっしゃると思いますが、当時の課長補佐であった鶴代隆造さん、鶴代課長補佐が「ぱちんこ営業における健全化を推進する取組の業況～平成17年7月1日以降の状況」という論文をだしているが、この論文は非常に示唆に富んでおり、現在の広告宣伝規制に対する対応とかも、この

論文を見れば、具体的な出方は別として予想がつくという論文で、私はこの論文も重視している。

これの中でいろいろな事をいっています。少し脱線しますが、警察学論集（の論文）では、現在いくつかの健全化阻害要因というのがあって、それがあつた限り健全でないと。だからこの健全化阻害要因を排除していくのが今後の規制のあり方だと言っているわけです。健全化阻害要因を3つ挙げています。

ひとつは営業に関連する違法行為の存在です、一言で言えば不正改造。2つ目が射幸性に頼った営業の弊害、一部のヘビーユーザーに売上を頼るといふような、射幸性頼みの営業。のめり込みの問題もありますから、射幸性を下げましようねと。更に具体的に言うとおおき営業はダメですよと、出玉ベントの頼った営業だめですよといふところで、昨今の広告宣伝に関する厳しい規制といふのが、既にそこで予告されている。3番目はグレーゾーンについて。グレーゾーンといふのはそれ自身がグレーなんではなくて、そのところで違法な状況の玉石混交の、玉、きちんとしているところもあれば、石、きちんとしていないところもある、そのようなものをグレーゾーンとご理解いただきたいんですが、グレーゾーンは2つあつて、釘の問題と換金の問題。私の理解としては換金をグレーゾーンと言つたのは、三店方式といふ方式がグレーゾーンではなくて、三店方式といふ形での換金を行っているといふながら、実は買い取らせであつたり、実は自家買いであつたりといふ違法なものが隠れているとグレーなんだと言つている。当時の鶴代課長補佐は、換金に関してどうすればいいかといふと、三店方式をきちんとやりましよう、と言つています。

その前に、そもそも、違法では無いけども、警察としては換金自体は望ましい事では無いと思つているわけですね。だから換金の需要を少なくしましよう、そのために貯玉再プレーシステムをドンドン導入しましよう。それから、景品の取り揃えをきちんとやつて景品を持ち帰るようにしましよう。その事によつて換金需要を減らしましよう、といふのが、換金に対する方向性。2番目としてですが、換金するなら三店方式をきちんとやりましようと言つているわけです。平成18年の論文では。

換金方式をきちんとやりましよう、といふだけではなくて、それだとちょっと無責任なので、三店方式の場合には直ちに違法とは言えないと。これまた、回りくどい言い方なんですが、言つた上で、三店方式の形式を取りながら違法なもの、ちゃんとした三店方式の合法的なものの判断基準はどうなの、といふところで判断基準を出しているのが、平成18年の警察学論集です。

平成18年の警察学論集では、先ほども申しましたように、換金にはグレーなものがあると、それは違法なものが混じっているからグレーなんだよと。それを是正するにはどうしたらいいの、といふところで、まず換金自体を減らしましよう。貯玉再プレー、景品取り揃え、次に三店方式をきちんとやりましようね、と。そうすれば直ちに違法とはいへませんよと。

直ちに違法とはいへない、自家買いでもない、買い取らせでもない三店方式ってどうなの。それについて3つのポイントを挙げて、こういうポイントで判断すれば違法ではない、違法か違法ではないか分かるポイントといふのを示している。

ここで、後でもちょっと述べますが、鶴代課長補佐がどういふポイントからすれば、合法的な三店方式であるか、といふのを3つ挙げています。

(ア) 買取業者とホール業者との人的関連性。例えばホールの社長の奥さんが買取をやつていたらかなりまずいでしょ。

(イ) 買取の実態。例えば価値の無い特殊景品、特殊景品といふ言い方はよくないですが、特殊景品を使つて、それを換金のツールとしてだけ使つていふと。あるいは換金用の景品が当該店舗に還流されている、互換されていない。パチンコ屋さんといふのは、営業許可といふのはお店単位。会社単位ではありませんから、当該店舗と買い場との間で還流していないこと。

(ウ) 買取業者とホール業者との間における資金提供。例えば定額の買取手数料を払つていふと。場合によつては、買取資金までホールのほうから出ている場合、そういうのはダメだと。この3つの点です。

ア) 人的関係。イ) 買取の実態、還流とか価値の無い景品をツールとして使つていないか。ウ) 買取業者とホール業者の資金提供。こういう点から総合的に判断して、買い取り業者がホールから独立性を

維持しているか、第三者性を持っているかどうかを実質的に判断する、という判断基準を示したのが平成18年の論文であります。

このように、警察のほうでは早くは昭和59年、1984年から、買取の実体があるけど法の適用はないと。平成14年、2002年には三店方式を取っていても、自家以外の実態があったり、買い取らせがあれば摘発すると。でもそうでないものは摘発しないと。三店方式に名を借りた自家買いをやっているのはグレーだけど、業界全体がグレーなのでは無いと言っている。

そして、平成18年、2006年には、一言で言うと三店方式による換金システムについては、ちゃんと守られていれば直ちに違法とはいえない。違法性が無いための判断基準として、人的関係性、買取の実体、資金提供の3つのポイントで総合的に判断するという、判断基準まで示している。長い期間がかかっていますが、三店方式について踏み込んでいるというのが、警察のこれまでの経緯、見方です。

次に、警察の見解としては、「法の適用は無い」とか、「直ちに違法ではない」というような非常に回りくどい方をしているのはなぜかを考えて見ましょう。先ほども申し上げましたが、自由主義経済の資本主義の下では、法律に規制されていない、書いていない事は原則やっぺいい。適法なんです。これは財産権の行使で、その上に我々の社会生活が乗っかっている。それが前提です。

そして、そもそも論ですが、警察の発想としては、警察は規制する、あるいは取り調べる、あるいは摘発するのが仕事ですから、法律に書いていない部分について分からないんです。いいのか悪いのか。だから法律に書いていないからダメ、とか許可を貰っていないからダメ、という発想になりがちで、法律に何も書いていないから合法である、という方向になかなか進まないという発想自体があるんだと思います。

私が何度も申し上げましたが、法律に書いていない事は完全に適法なんです。特に取引行為については、皆様の日々のお金を払う小さな取引は、法律に規定の無い物は沢山あります。全部合法です。だから、本来ならば第三者間の規制対象外の人がやっているなら完全に合法、と言ってしまえばいいのですが、なぜか「違法ではない」「違法とはいえない」と。

そこは警察の体質があると思いますが、もうひとつ、なんで適法だといわないかと言うと、三店方式は合法だとアナウンスをしてしまうと、三点方式に隠れてやっている、自家買いであるとか買い取らせという行為、これにまでお墨付きを与えてしまうのではないかという危惧が警察にはあるんだろうと思います。

もうひとつ、そもそもお金をかけて結果として買い取らせる事は合法で、違法性は無いけど、遊技の結果でお金がもらえるのはあまりいい事ではないのではないのか。健全じゃないんじゃないか。あるいは道徳的にどうなのかと。いわゆる倫理的な価値観が投影されているように考えている。

すなわち、法律の本来の考え方からすると、完全に三店方式を守っていれば完全に合法だと言うべき、だということになります。しかしながら適法といわないのは、警察が適法と言ってしまおうと、お墨付きを与えることになる。これは行き過ぎではないか、というところにあるんだと思います。これが警察の見解。

次に3点方式が適法とされる要件を鶴代課長補佐の論文からひっぱってきました。書いてあるとおり。細かい部分は本日のレジュメの第3のところに書いてあります。人的関連性、買取りの実態、資金提供の有無を総合的に判断して個別具体的に買取所が第三者性を維持しているかを判断する、ということに尽きます。

細かい要件は、チェーンストア協会、PCSAに入っているような会社は、ホールの社長と買取所の社長が身内であるという事はまずありえないんですが、地方に行けば往々にしてある。身内ならば全部駄目なのかと言うと、そうではない。身内であったとしても同居の親族、奥さんが買取所をやっているとか、親父さんがパチンコ屋をやって娘が買取所をやっていると、いうのは家計が同一ですから、人的関連性で独立性が無いといわれちゃう。

通常、親族であっても、完全に経済的に独立しているという関係であれば、一定の人的関係性があるとしても、別に独立性が無いとは言えない。

次に買取の実体について言いますと、さっき言いました、還流がある、価値の無い景品を換金ツールとしてのみ使っているような実体がある。これはまずいんじゃないかと。

資金提供の部分は、お金がホールから出ている。ホールから買い取り資金であるとか運営資金が出ているというのがあったらば、第三者性が無いね、と言われることになるかと思えます。

客観的に見て、買取所が第三者性、独立性があるかというのを個別に判断していくというのが、一言で言うと三店方式による換金システムが適法であるかどうかの要であるといえることができる。

このような判断基準を当てはめてダイナムはどうなのかというと、私としてはパチンコ・トラスティ・ボード、PTBの評価委員会の評価結果を先ほどの3つのポイントに当てはめて、人的関連性、買取の実体、資金提供の有無に当てはめて、ダイナムさんにおける三店方式は、人的関連性も無い、買取の実体も各店舗から集めた景品を互換して納品している。しかも経済的価値に見合ったもので。資金提供も無い、と判断されて適法になったと理解している。香港がそう判断したと理解している。私の方ではPTBの評価委員会の判断が無ければ、三店方式の適法性に関する、香港市場の上場を認めるという審査結果が出なかつたらうと考えています。

以上が、三店方式による換金が適法かどうか、どういう視点から見れば適法と評価されるかという点です。

次に換金の将来像。

ここからは私見、私の独断と偏見が含まれる部分ではありますが、入っていきます。今後パチンコ屋さんはどうなるんだろうかと考えていきますと、まず三店方式の適法要件から見る換金の将来像は、まず、一部ホールでは定額の費用を問屋さんを通して最終的に買取所、買取業者に渡すという方向性を取っているところも多いと思いますが、これは問題になるだろう。定額の手数料は問題になると思う。

通常取引は仕入れた量、あるいは取扱量に応じて利益が出るわけですから、この手数料制というのは、今後は従量制、取扱量に応じた手数料制にならないと、問題になるんじゃないかと。ホールから定額の資金が提供されていて、買い取らせに当たるんじゃないかと見られる可能性があるんじゃないかと見ております。

2番目。換金等価営業の問題。換金等価営業というのは、パチンコであれば4円が250個で1000円分。スロットメダルであれば20円50個で1000円分になり、買取所に行くと1000円で買い取ってもらえる。買取所はどうするかというと、例えば1010円で集荷業者に買い取ってもらって、1010円で買い取ってもらった景品が1020円でホールに納品される。それをホールが1000円で提供すると逆ザヤが発生する。これが換金等価営業の景品をめぐる利益構造だと見ることができですが、このような換金等価営業をやっていく上で不可欠な、逆ザヤにより提供する景品がどうなのか、というのが今後クローズアップされてくると個人的に考えています。

A説というのは逆ザヤでの景品提供も規制対象外。これはどういう事かといいますが、パチンコ屋さんの景品に関しては、いくらで出すかという等価性の基準というのがあります。風適法19条、風適法施行規則35条2項1号、そういう等価性の基準がある。これは例えば440円のたばこであれば、パチンコ玉なら110個、スロットメダル20円なら22枚で交換しなくてはいけない。出玉の値段と賞品の小売価格が同じじゃないといけないという賞品の等価性の基準という規制がある。小売価格いくらものをいくらで提供しなければならないという規制はありますが、仕入れ価格いくらものをいくらで提供しなければならない、という規制はないんですね。すなわち、1050円で仕入れたものを1000円分の出玉で提供したとしても、1050円で仕入れたものの仕入れ価格が通常の小売価格の1000円前後であれば何の問題も無い。これがさっき言った等価性の基準の帰結なんですね。だから、高く仕入れて逆ザヤの賞品を出したとしても、風適法上の規制にかからないんだと、自由なんだと、いう考え方がこのA説。そもそもパチンコ屋さんは遊技を提供してそこで利益を得るんだから、景品から利益を得るわけではないから、逆ザヤの景品でもいいんだよ、いくらで仕入れるかはホールの自由じゃないか、というのがこのA説です。ですから、逆ザヤ仕入も規制の対象に無いんだから、結果として換金等価営業が行われてとしても適法なんだというのがA説でこれは多分、現在の考え方。

しかし、通常取引を見ると、例えば1000円分の出玉に対して提供する景品であれば、例えば900円、950円で仕入れて、それに通常の小売店で乗せるであろう利益を乗せて1000円分で提供する、それが普通取引じゃないのか。それを買取所に持っていったら、1000円分の小売価格だけど、言葉は悪いけど、チケットショップは1000円分は1000円で買ってくれない。例えば920円で買ってくれる。それを集荷業者が930円で集荷する。920円の買取価格と930円の集荷価格の差額10円が買取所の利益である。それを940円、950円でホールに納めて1000円分を出す。こういうような利益構造、収益構造がなければ、経済の通常あり方とは異なる、異例なことだと。じゃあその逆ザヤ分は何なんだと考えると、買取所に対する経済的な支援とか経費負担になるんじゃないか、という考え方がB節。逆ザヤ分はホールから買取所への資金提供じゃないか、というのがこのB説。

A説、B説、今2つある。A説が主流で、だから換金等価営業もいいんだよというのが理屈だと思うが、大阪ではこの理屈がもうダメ。1000円で仕入れたものを1000円を出すなんておかしいよ、利益を乗せなさい、という事になってきて換金等価営業が大阪では出来なくなった。この様なトレンドが全国的に波及していくというのがひとつ考えられる。これはどうなるか分かりませんが、多分そうなると私は思っています。

次に、換金取扱量の減少傾向と換金業務の将来像。

ということかと言うと、先ほど鶴代課長補佐の論文を引用しましたが、健全化を推進するためには、換金の需要を減らすんだ。貯玉再プレーシステムを普及させよう、景品の取り揃えも推し進めよう。更に最近では低貸玉営業というものが増え、これによって換金需要が減ってきている、これがひとつあります。

もうひとつ、ホール自体の参加人口であるとか売上の減少というのがあります。そう言う事になってきますと、今後将来的に買取所、景品買取業というところが成り立たなくなってくるところが沢山出てくるのではないかと考えざるを得ません。私は統計を取ったわけではありませんし、そもそも統計なんて無い業界なんです。買取業者というのは、将来的に換金需要の減少、売上の落ち込み、参加人口の減少というのを考えると将来的には換金業務は先細りになるだろうと、そう考えざるを得ません。

じゃあ、それでいいの、というのが次の事。換金需要を減少させましょうという風にしています。ですが、ゼロにはできない。もっと言えば、パチンコ屋さんというのは換金の魅力が大きいからこまごま栄えてきているわけです。換金がなくなる事はありません。

その中で換金需要が減少して行って、買取所が立ち行かなくなるとどうなるか。三店方式という換金システムを適法化させるための重要なインフラである買取業者、買取所が疲弊して立ち行かなくなっていく。その結果どうなるかという、自家買いであるとか、買い取らせ場であるとか、更に悪い状況になるというのが火を見るより明らか。となると、今後将来的には買取所、特に地方の中小、零細ホールにおいて買取所が出来なくなる。だから自家買いというのも許されない。そうなってくると今後、買取業者の業界再編、一元化が不可欠だろう。個人的には、ある一定の、県単位とは言わないまでもいくつかの警察署の管轄を超えた範囲くらいで、買取所、買取業者を一元化してその中で買取手数料にして、一部の零細ホールについているような買取所の経費も売上をプールして賄うという様な方向性しか、おそらく買取所が生き残る方法が無いんじゃないかと。

最後の方はかなり乱暴な話なんですけど、今日は風適法における景品交換に関する規制ルール、警察の換金に関する、三店方式に関する見解、それから三店方式が適法とされる要件、また、それに関連して私見ではありますが、換金業の将来像に対して述べさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

以上